

**介護老人福祉施設アテナ  
入所判定に関する指針**

**社会福祉法人アテナ会**

# 介護老人福祉施設入所指針

## 1 目的

この指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第6条第3項に基づき、指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所判定に当たり、必要性が高い者の優先的な入所を行うため、入所の基準を明確化し、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る検討を行うために、合議制の委員会（以下「検討委員会」という。）を設置するものとする。
- (2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及び施設職員以外の第三者で等で構成する。
- (3) 検討委員会は、施設長が招集し、定期的（3ヶ月に1回程度）に開催するものとする。
- (4) 検討委員会は、入所希望者名簿を調整するとともに、これに基づいて入所の優先順位の検討を行う。
- (5) 検討委員会は、審議の内容を議事録として、2年間保管しなければならない。

## 3 入所対象者

入所の対象となる者は、要介護1から5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

## 4 入所希望者準員決定基準

### (1) 入所希望者名簿の作成

- ア 施設は、入所希望者全員について、施設所定の申込書に別紙1の「入所申込書兼第一次判定調査票」と被保険者証の写しの提出を受け、その結果を別表1の「第1次判定基準」により点数化し、入所の優先順位についてグループ分けを行う。
- イ 次に、上記作業で分けられた上位グループ者10名程度について別紙2の「入所申込者第2次判定基準」に基づいて、詳細に入所希望者の状況を調査し、入所順位の検討を行う。
- ウ 上記ア及びイの評価によって、上位の者から希望者名簿に登載する。

### (2) 入所希望者名簿の調製

- ア 入所希望者名簿は、検討委員会の開催に合わせてその都度調整する。
- イ 検討委員会において、入所希望者の性別や居室の状況等を考慮の上、入所順位を変更することができる。

## 5 特別な事由による入所

- (1) 次に掲げる場合については、検討委員会の検討を行うことなく入所を決定することができる。
  - ア 措置入所
  - イ 長期入院で契約解除した入所者の再受入れ  
入所者が3ヶ月を超える入院により、一旦契約解除となった場合であって、以前の入所理由が解消されておらず、入所の必要性が認められるとき
  - ウ 緊急を要する場合
    - (i) 災害や事件・事故等により検討委員会を召集する余裕がないとき
    - (ii) その他特段の事情が認められるとき
- (2) 前項の規定に基づき入所決定を行った場合は、直近に開催する検討委員会に報告するものとする。

## 6 辞退者の取扱い

- (1) 入所の意思を確認したにも関わらず、申込者の都合により、辞退があった場合は、入所希望者順位を繰り下げることができる。
- (2) 前項の規定に基づいて入所希望者順位を繰り下げた後、再度辞退があった場合については、施設は当該申込者を希望者名簿から削除し、以後は申込みを受け付けないことができる。

## 7 入所基準の公表

施設は、当該指針に基づき入所基準を作成し、その内容を公表するとともに、入所希望者に対してその内容を説明するものとする。

## 8 附則

この指針は、平成18年12月4日から施行する。

## 入所申込者第一次判定基準

この表は、入所申込者の入所順位の優先判定に際して、あらかじめ大枠での入所順位の上位・下位等のグループ分けを行う作業に使用する。

### 1 介護の必要性（10～50点）

要介護度	配点
要介護 1	10 点
要介護 2	15 点
要介護 3	30 点
要介護 4	45 点
要介護 5	60 点

### 2 在宅介護の困難性（10～40点）

#### ① 介護者の有無（10～40点）

介護者の状況		配点
介護者なし		40 点
介護者あり (主たる介護者の年齢)	65 歳未満	5 点
	65 歳以上 75 歳未満	10 点
	75 歳以上	15 点

#### ② 介護者の状況（0～20点）

※ 上記①の点数に、下記に該当する項目を最大2項目まで加算する。

介護者の状況		配点
主たる介護者 続柄：	就労中	各 10 点
	育児中	
	病弱で介護困難	
	他に要介護者あり	

※ 就労中：生計を維持するために仕事に従事している場合をいう。

※ 育児中：未就学の乳幼児を世話している場合をいう。

※ 病弱で介護困難：現在治療中の疾病や慢性疾患・障害等があり介護困難な場合をいう。  
又、既に要介護認定を受けて居宅サービスを利用している場合等をいう。

※ 他に介護者あり：当事者以外にも病弱者や障害者等の世話をしている場合をいう。

## 入所申込者第二次判定基準

この表は、別表 1 の一時判定基準で抽出したグループ等について、そのグループ内での優先度を判定するため、下記の項目等による詳細な調査を行うものである。

### 1 認知症に伴う日常生活上の問題点

#### ① 認知症老人の日常生活自立度 (0～10 点)

認知症 I	認知症 II a	認知症 II b	認知症 III a	認知症 III b	認知症 IV	認知症 M
1 点	2 点	3 点	6 点	8 点	9 点	10 点

#### ② 認知症状等に伴う問題行動の内容やその程度 (0～15 点)

問題行動の内容	採点対象となる 問題行動の点数	程度・頻度	配点
暴言 暴行 不潔行為 一人で出たがる 一人で眠れない 常時の徘徊 介護に抵抗 異食行為 昼夜逆転 火の不始末 物を壊す など		1～2 件	8 点
		3～4 件	10 点
		5～6 件	12 点
	7 件以上	15 点	

#### ③ その他

### 2 介護に当たる家族等の状況と生活の場所

#### ① 家族の問題 (0～15 点)

問題行動の内容	程度・頻度	配点
介護者はいるが協力なし。	介護能力 なし	15 点
介護者はいるが非協力的である。	〃 低い	10 点
介護者は別棟又は近隣である。	〃 普通	8 点
介護者が他人である。など	〃 高い	6 点

#### ② 生活の場所 (0～15 点)

在宅	介護保険施設		医療機関		その他の施設	
	特 養	老健・療養	短期入院	長期入院	ケアハウス等	グループホーム
15 点	0 点	8 点	6 点	7 点	10 点	10 点

### 3 特記事項

#### ① 居宅サービスの利用状況 (0～15 点)

週 1 回	週 2 回	週 3 回	週 4 回	週 5 回以上	利用なし
6 点	8 点	10 点	12 点	15 点	0 点

#### ② 待機期間 (0～10 点)

半年未満	1 年未満	3 年未満	3 年以上
1 点	5 点	8 点	10 点

#### ③ 系列法人の利用状況 (0～10 点)

現在利用中	過去 1 年以内に利用あり	利用なし
10 点	5 点	0 点

#### ④ 特別な事由があると認められる場合は 10 点加算を行う